



妊婦健康診査の公費負担を 行っています！



北谷町では、平成21年4月1日より妊婦健康診査の公費負担を
5回から14回に拡充し、定められた健診内容についての費用(94,170円)は
北谷町が全額負担します。(必要に応じ、自己負担での検査項目を追加される場合があります。)



望ましい妊婦健康診査の回数

妊娠初期より妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週より妊娠35週まで	2週間に1回
妊娠36週以降分娩まで	1週間に1回



受診票は親子健康手帳交付時にお渡しします。



転入されてきた方(他市町村で平成21年3月31日までに親子健康手帳の交付を受けた方)は、追加分の受診票を交付しますので、子ども家庭課にお問い合わせください。



受診票は、県内の医療機関で利用できます。里帰り等により、県外の医療機関で受診される場合は、事前に子ども家庭課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

子ども家庭課

☎ 936-1234(内線252)